

## 鳴門市における町内会・自治会への加入促進に関する協定書

鳴門市自治振興連合会（以下「甲」という。）、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）及び鳴門市（以下「丙」という。）は、相互の連携及び協力を図り、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの根幹である町内会・自治会への加入促進に関して、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力関係を構築し、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達するために相互に協力するものとし、協定事項は、次のとおりとする。

- （1）甲は、加入促進に向けた対策の提案及び町内会・自治会との調整を行う。
- （2）乙は、乙に在籍する会員を協力事業者とし、甲又は丙が作成した町内会・自治会加入促進に必要な啓発物品を当該事業協力者の店舗等に配置し、新規入居者や住宅購入者等に対し、当該物品を配布するとともに、アパート等の管理又は仲介の新規契約時における町内会・自治会への加入の働きかけを行う。
- （3）丙は、甲乙間の連絡調整及び必要な支援を行う。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも解除の申し出がないときは、期日満了日の翌日から1年間ごとに更新されるものとする。

2 期間の途中で本協定を解除する場合は、解除日の1か月前までに申し出を行う。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項及び内容を変更する事項については、甲乙丙が協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年5月2日

甲 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地  
(鳴門市役所内)  
鳴門市自治振興連合会  
会 長

乙 徳島市万代町5丁目1-5  
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会  
会 長

丙 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地  
鳴門市  
鳴門市長